

## 令和元年度議会改革推進特別委員会行政視察報告書

1. 議員名 : 胡子 雅信
2. 期 日 : 令和元年8月1日(木)～2日(金)
3. 研修先 : (1) 福岡県飯塚市議会  
(2) 福岡市「アクロス福岡」
4. 目 的 : (1) タブレットの活用について  
(2) ㈱地方議会総合研究所 講座受講  
「議員定数・議員報酬の決定手法と地方財政等への影響」
5. 報告事項(内容)

### 【飯塚市議会】

#### (1) 議会会議ペーパーレス事業の概要説明

#### (2) タブレット端末体験

視察用にアレンジした端末により、飯塚市が採用している会議に使用するアプリケーション SideBooks (東京インタープレイ (株)) で議案書等を利用して機能を体験する。

#### (3) 質疑応答

Q. 導入については、議会主導であったか、行政主導であったか。

A. 近隣市が導入していたので、議会側も積極的であった。

Q. 導入後のフォローアップ研修は実施しているか。

A. 必要最低限のことを覚えてもらう。若い議員がフォローしている。

Q. 平成31年4月の改選後、新議員への研修はどのように行ったか。

A. 東京インタープレイ (株) の福岡代理店にお願いした。

Q. どうしても紙媒体が必要という議員への対応は。

A. 印刷費を徴収することになっている。尚、紙持参の場合は無料。

Q. 議会棟に Wi-Fi 環境は整備されているか。

A. 本会議場等3カ所に無線 LAN アクセスポイントを設置し環境を整えている。

Q. 議員と職員間での情報・各種連絡文書等の送受信(メール)は議会事務局職員か。

A. 全ての職員(個人アドレスあり)です。

Q. 月間データ通信料が契約上限(100GB)を超えた月があるが。

A. Wi-Fi 環境のない中で、家族が動画を見ていたことが原因。基本的に 30GB を超えることはない。

(4) その他

研修を終えて、本会議場を見学した際、質問者席（対面式演壇）があることがわかる。本会議の録画中継を視聴すると、一般質問は当初から最後まで質問者が対面式演壇にいたことがうかがえ、また、答弁は当初から市長ではなく担当部長が行なっていることが分る。

このたびの研修では、本会議での一般質問等、議会運営について質疑する場はなかったが、今後、質問者席及び一般質問の答弁方式等について、議会改革推進特別委員会で議論ができればと考えます。

(5) 所感

江田島市議会では 2016 年（平成 28）10 月から議員にタブレットを配布しているが、本会議・委員会によるペーパーレス会議には至っていない。

ペーパーレスによる印刷・製本コストだけでなく、職員の負担軽減、議会活動の活性化においてメリットがあるとのことであり、今後、議会改革推進特別委員会においてペーパーレス会議導入の是非について、議論を重ねていきたい。

【講座受講】

受講できなかったが、当日資料および追加資料（8 月 5 日配布）をもとに「議員定数・議員報酬」等について整理した。

このたびの講師は廣瀬和彦氏（(株) 地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事）であった。

江田島市議会としては、2012 年（平成 24）7 月 23 日に、名古屋市で開催された廣瀬和彦氏（当時の役職：全国市議会議長会法制参事、明治大学政経学部講師）を講師として、当時の議会改革特別委員会の委員、正副議長及び議会事務局（事務局長・主任）が、「地方議員の定数・報酬等の考え方と議会改革」と題した講座を受講した。

基本的に前回と同じく、今回も「議員定数削減・議員報酬削減＝議会改革」ではないことが示されている。議会の役割、つまり、議事機関としての権能、立法機関としての権能発揮、監視機関としての機能発揮、さらには有権者の声を政策に反映させるために議会・議員は不断の研鑽をすることが肝要である。

今回の講座では、2012 年以降の全国市町村議会の動きを加味し、特に 2017 年（平成 29）にマスメディアで報道され全国的に注目を集めた高知県大川村における人口減少と高齢化による「議員のなり手不足」を念頭に現行の地方自治法に基づいた「町村総会設置」を一時検討したことにも触れている。

江田島市議会基本条例では議員定数及び議員報酬についての規定（下段、（注 1））があり、定数については第 2 項で、「人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。」とある。広島県内の類似人口市との比較では、人口が江田島市よりも多い大竹市（定数 16）、竹原市（定数 14）、安芸高

田市（定数 18→16）であり、安芸高田市の面積は江田島市の 5.3 倍であるため、江田島市の定数（18）は多いと言わざるを得ない状況である。

一方、8月5日に議会改革推進特別委員にメール配布された廣瀬氏の「江田島市議会追加分」資料によると、廣瀬氏の研究結果から導き出した「適正な議員定数」算出理論（常任委員会数方式、人口比例方式、住民自治公議会方式、議会費固定化方式、町別方式（一票の格差論含む）、面積人口方式及び市役所内部組織・決算カードに基づく財政との兼ね合い等）からは現時点での江田島市議会の議員定数 18 名及び報酬額については妥当であると判断されている。

今秋、議会改革推進特別委員会として、議員定数・議員報酬及び議会・議員の在り方について無作為抽出 2,000 人を対象とした市民アンケート調査が実施される。調査結果に基づいて今後、委員会として定数・報酬について協議がなされるが、「定数減」という回答が大勢を占めることが予測される。

このたびの研修を踏まえ、議会改革推進特別委員会として、どのように結論づけるかの方向性を議論しなければならない。また、先般、次回選挙から「議員定数を 18 から 16 に削減する」と結論づけた安芸高田市議会の結論に至るまでの経緯等について意見交換する場を持つことも必要であり、7月末に告示された大竹市議会（定数 16）が立候補者 16 による無投票であったとも参考になると考える。

#### (注1) 江田島市議会基本条例

##### (議員定数)

第 19 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

##### (議員報酬)

第 20 条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、委員会又は議員から提出するものとする。